

定款認証の合理化に向けて

平成29年11月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

現在の検討状況および論点

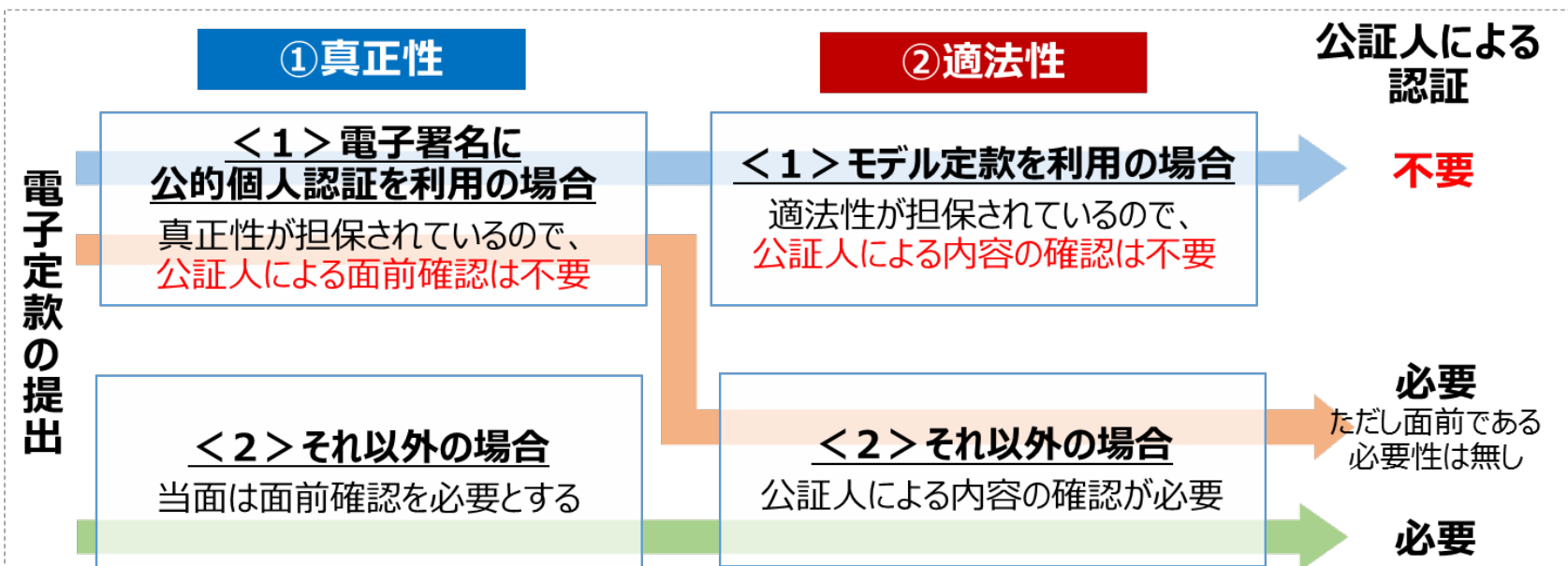
- 電子定款認証については、特に以下の論点について議論が継続中。
 - ① モデル定款の活用による、公証人による確認の不要化
 - ② 面前確認に代替する合理的な手法

(参考) 事務局提案の見直し案

- 電子署名は、技術的にも印鑑より一段高い真正性が確保されている（印鑑より偽造/盗用しにくい等）と考えられる。
- また、会社法その他の法律に照らして作成したモデル定款は、適法性が担保されている蓋然性が高い。

このため、行政手続負担を軽減し、起業促進とその後の生存率を高める観点から

- 電子署名を付された電子定款については、面前での確認を不要としてはどうか。
- モデル定款を活用した電子定款については、公証人による確認を不要としてはどうか。



モデル定款の活用による、公証人の確認不要化に関する主要論点

- このうち、論点②「モデル定款の活用による、公証人による内容確認の不要化」については、特に継続して議論が必要な主な論点は下記のとおり。

1. 定款認証による紛争防止・取引の安全確保
2. 適法な定款を、モデル定款として作成することの実現可能性
3. モデル定款に特別な地位を与えることの是非

論点

①モデル定款活用による公証人の確認の不要化

1. 紛争防止・取引の安全確保
2. 適法なモデル定款として作成の実現可能性
3. モデル定款に特別な地位を与えることの是非

②面前確認に代替する合理的な手法

① - 1. 紛争防止・取引の安全確保機能（1）

- これまでの検討では、定款認証には、定款の作成・存否及び記載内容の適法性等について確実性及び明確性を確保することで、設立無効等の紛争リスクや不正行為を防止し、取引の安全を担保しているため、一部でも撤廃は困難との意見があった。
- 一方、認証には5万円の手数料支払いが事業者に求められる中で、定款認証プロセスで実施される行為を不可欠とすることが合理的か、精査すべきではないか。その中でどうしても必要なものについて、より効率的な手法による代替を検討すべきではないか。

公証人・公証人役場による機能

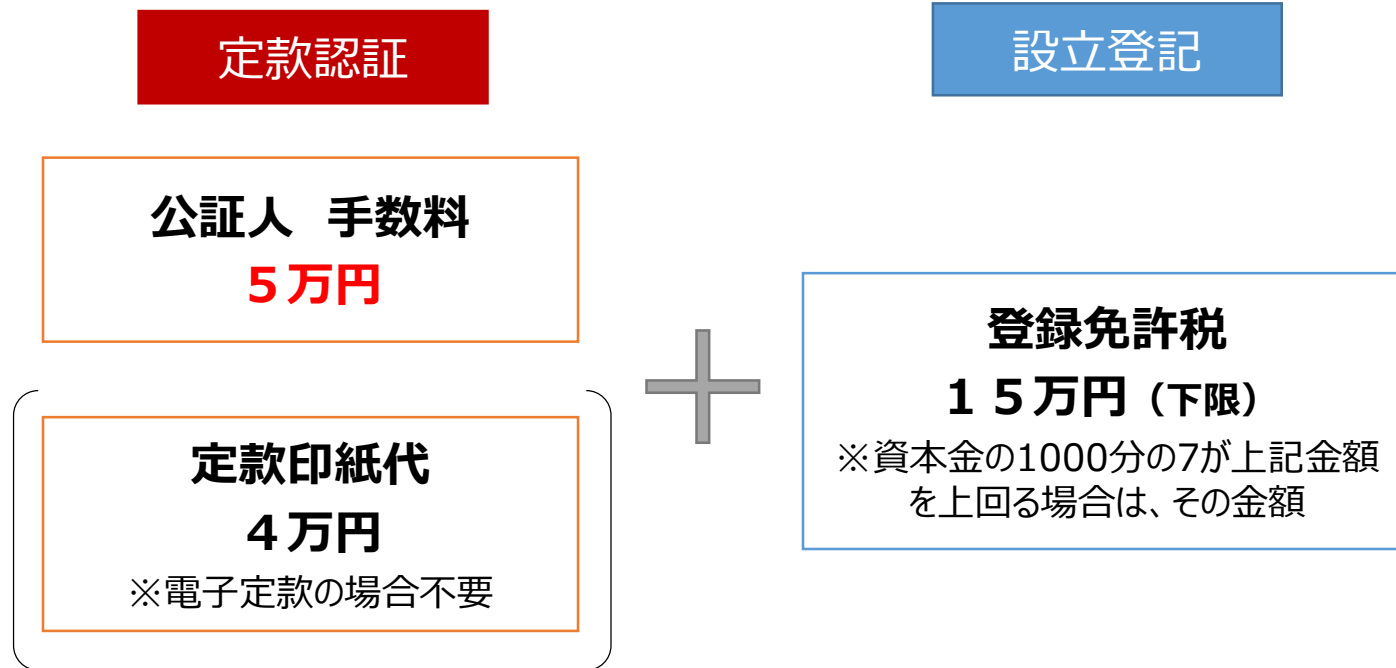
※真正性については面前確認の見直しの関係で別途議論中

- ◆ **定款の記載内容が適法であることを確認する**
 - 代替手段として、適法性が担保されたモデル定款を整備し、モデル定款を採用する場合のみ認証を不要とすることが考えられる。（第2回検討会 事務局提案）
- ◆ **定款の記載内容が発起人の真意に沿っている／内容を発起人が理解していることを確認する**
 - 設立後の会社が定款の規律に沿わない行為をし、当該行為の効力が争われる事態を防止するためとされている。
 - しかし、義務として強制的に確認しなければならないことか。仮に必要だとしても、システム上のポップアップとチェックボックス等で代替可能ではないか。
- ◆ **有効な定款原本を一定期間（現在は20年間）保存する。**
 - 設立登記時に登記所に提出される定款の謄本を保存することではなぜ不足か。

➡ 公証人による機能を不可欠とすることが合理的か、精査すべきではないか。その中でどうしても必要な機能については、より効率的な手法による代替を検討すべきではないか。

(参考) 株式会社の登記に必要な費用

- 株式会社の設立登記前・登記時には、最低でも計20万円が必要。内訳は以下のとおり。
 - 5万円 : 定款認証のための公証人の手数料
 - 15万円 (下限) : 登録免許税 (※資本金の1000分の7が左を上回る場合は、その金額)



電子定款の場合、別途電磁的記録の保存手数料300円が必要

① - 1. 紛争防止・取引の安全確保機能（2）

- また、設立無効に関する現行規制は様々な種類の法人設立を一律に対応する設計であり、一部のシンプルな設計の法人については設立無効について過剰規制になっているのではないか。

- **株式会社には、様々な類型が存在。**

- 発起設立（発起人が設立の際に発行する株式の全てを引き受ける形態）と募集設立（発起人は株式の一部だけを引き取り、発起人以外の者が残りの株式を引き受ける形態）
- 大会社(※)とそれ以外 ※最終事業年度の貸借対照表上の資本金が5億円以上または負債の合計額が200億円以上の株式会社
- 公開会社(※)とそれ以外 ※全ての種類の株式について譲渡制限がある株式会社以外の株式会社
- 取締役会の有無とその機関設計（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社など）

等

会社の設立無効は、設立登記から2年以内に、
株主・取締役・監査役・執行役及び清算人が訴えを提起することによってしか主張できない

- 会社類型のうち、発起人・株主・取締役が一人かつそれらが同一人物である場合、設立無効の訴えの可能性を考慮する必要がないのではないか。

➡ **設立無効を防止するという観点からの制度は、少なくとも、発起人・株主・取締役が一名かつ同一人物の株式会社に関しては、過剰規制になっているのではないか。**

① - 1. 紛争防止・取引の安全確保機能（3）

- 合同会社の設立登記についても、絶対的記載事項を備えた適法な定款の添付が必要。
- 定款が違法の場合、当該定款は無効となり、会社の設立無効要因となるにも関わらず、公証人による認証は不要。
- なお、株式会社も原始定款には公証人の認証が必要だが、定款変更時には認証は不要。

＜株式会社および合同会社の設立時手続き（定款関連）＞

会社の設立	本店の所在地における設立登記による。
設立登記	登記の申請書には定款の添付が必須。 ⇒添付がない場合、申請は却下
有効な定款	絶対的記載事項を備えた適法な内容であることが必要。⇒違法の場合、定款は無効

- ✓ 株式会社、合同会社いずれも定款に不備があると設立無効の原因となる。
 - しかし、公証人の認証が必須なのは株式会社の原始定款のみ。

➔ **合同会社の原始定款、株式会社の定款変更時に認証が不要である理由は何か。当該理由と同条件が確保された株式会社については、原始定款の認証不要ではないか。**

参考：株式会社と合同会社の主な組織設計の違い

	出資者	代表者	業務執行者	重要事項決定機関
株式会社	株主（有限責任）	代表取締役	取締役（任期：通常2年）	株主総会
合同会社	社員（有限責任）	代表社員	業務執行社員（任期：なし） ※選任しない場合は社員全員	社員

①－1．紛争防止・取引の安全確保機能（4）

- さらに、設立無効事由そのものについても、特定の条件が満たされている場合については、発生を防止することができるのではないか。

設立無効事由

- ① **定款の絶対的記載事項が欠けている、その記載が違法である**
 - モデル定款によって防止可能
- ② **株式発行事項について、発起人全員の同意がない**
 - 発起人の電子署名が添付された同意書の提出によって確認可能
- ③ **創設総会が適法に開催されない**
 - 設立総会は募集設立に固有であり、発起設立に対象を限定すれば回避可能
- ④ **定款認証がない、設立登記が無効**
 - 今般の検討事項である、制度設計そのものの議論

➡ 以下の特定の条件が満たされている場合については、設立無効事由の発生が防止されるのではないか。

- ✓ モデル定款かつ電子署名が添付された電子定款を採用しており、
- ✓ 発起人の電子署名が添付された同意書の提出がある場合

(参考) 銀行口座開設に関する規制 犯罪収益移転防止法

- マナーロンダリング対策やテロ資金供与対策を目的。(FATF(The Financial Action Task Force)勧告の国内実施法)
- 特定事業者(金融機関等)が特定取引を行う際に、取引時確認(以下の4点の確認)を要求。
 - ①本人特定事項
 - 法人としての本人特定事項(名称、本店又は主たる事務所の所在地)
 - 口座開設申請者個人としての本人特定事項(氏名、住所、生年月日)
 - ②取引目的、③事業内容、④実質的支配者
- 脱税・租税回避を行う実特法(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律)においても、犯罪収益移転防止法に関する法律に準拠している。

<本人特定事項の確認方法>

	法人	申請者個人
対面	登記事項証明書等の本人確認書類の原本をもって来店	顔写真付きの身分証明書等の本人確認書類の原本をもって来店等
非対面	本人確認書類の原本または写しを特定事業者宛て送付し、特定事業者は当該書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要扱いで送付等	本人確認書類の原本または写しを特定事業者宛て送付し、特定事業者は当該書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要扱いで送付等
電子	商業登記電子証明書及び電子署名が行われた取引関係書類の情報を送信	公的個人認証制度等に基づき発行された電子証明書及び電子署名が行われた取引関係書類の情報を送信

面
前
は
不
要

論点

①モデル定款活用による公証人の確認の不要化

1. 紛争防止・取引の安全確保
2. 適法なモデル定款として作成の実現可能性
3. モデル定款に特別な地位を与えることの是非

②面前確認に代替する合理的な手法

①－２．モデル定款の作成の実現性

- モデル定款については、商号、目的等といった個別記載事項への対応が不可能のため、作成は困難（定款サンプルにとどまる）との意見があった。
- しかし法人設立の現場では、迅速かつ適法である蓋然性が高い（公証人による認証や登記時に補正が発生しづらいと考えられる）として、民間事業者作成のモデル定款が既に活用されている。
 - 目的記載欄についても、主要業種をカバーした選択肢による選択制がとられたものが既に登場している。

【未来投資会議構造改革徹底推進会合におけるご意見（概要）】

- 中小企業を作るときに限れば、取締役会や監査役の設置の有無、監査権限等についてオプションを設けておけば、90%近いニーズは十分吸収できるのではないか。
- モデル定款は実際にはあり、現実に使われている。実態上はWORDの雛型が一般的に出回っていて、それほど多くのパターンは無い。役所にその実態を認識してもらえれば、時間短縮につなげられるのではないか。
- 士業の方でも、スタンダードなものは基本のテンプレートに入れて作成する。本当に難しい契約とかが必要な場合は、専門家の意見に従って複雑な書類を作成している。9割方はモデル定款という意見に完全に同意。

 **適法なモデル定款の作成について、起業家のニーズを収集し、専門家の知見を得ながら技術的検討を進めるべきではないか。**

論点

①モデル定款活用による公証人の確認の不要化

1. 紛争防止・取引の安全確保
2. 適法なモデル定款として作成の実現可能性
3. モデル定款に特別な地位を与えることの是非

②面前確認に代替する合理的な手法

①公証人による内容確認の不要化 —法制度上の優遇の是非

- モデル定款については、法制度上、特別な地位を与えることの是非について議論が生じている。
- しかし、政策的な目的で特定の対象を優遇した事例はこれまでも存在しており、特別な地位を与えることが出来ないとする理由は無いのではないか。

参考. 最低資本金規制の特例制度

創業支援政策として、平成15年2月の新事業創出促進法の一部改正により、商法・有限会社上の最低資本金を準備することなく、資本金1円でも株式会社又は有限会社を設立することが可能となる「最低資本金規制特例制度」が創設された。

- この特例制度は、以下の要件を満たす場合において、その設立から五年間は資本の額が最低資本金未満でも可能とすることとしていた。
 1. 創業者（※）のうち（※事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立した会社で事業を開始しようとする個人であって、二ヶ月以内に開始する具体的計画を有する者）、
 2. 当該創業者に該当することについて経済産業大臣の確認を受けた者が設立する、株式会社及び有限会社

※株式会社の最低資本金規制の撤廃を盛り込んだ会社法の施行（平成18年）に伴い、上記特例制度は特例措置ではなくなるため廃止された。

 **適法なモデル定款の作成について、専門家の知見を得ながら技術的検討を進めるべきではないか。**

論点

①モデル定款活用による公証人の確認の不要化

1. 紛争防止・取引の安全確保
2. 適法なモデル定款として作成の実現可能性
3. モデル定款に特別な地位を与えることの是非

②面前確認に代替する合理的な手法

面前確認に代替する合理的な手法

- 面前確認に代わる真正性の確認の手段については、「“電子署名は印鑑と比べてより高い証明力がある”という社会認識が成立しているかどうか疑義があり、面前確認に代わる手段として認められない」との意見があった。
- しかし、電子署名・電子証明書については、公的な証明書も存在する中（商業登記電子証明書、公的個人認証等）、政府はこの使い勝手を改善しながら社会全体に普及する立場であり、今般の検討でも積極活用を検討すべき立場ではないか。
- なお発起人の真意の確認については既述のとおり、手数料5万円をとる不可欠な手続きとすることの根拠としての妥当な理由と言えるのか。

【参考：未来投資会議構造改革徹底推進会合における意見概要】

- 電子署名に対する評価が社会において本当に確立しているかという点について、ニワトリとタマゴではないが、まずITリテラシーというか上げるためにこそこういうものを導入するという方向性も、むしろ議論を深めて頂きたい。

再掲

- ◆ 定款の記載内容が発起人の真意に沿っている／内容を発起人が理解していることを確認する
 - 設立後の会社が定款の規律に沿わない行為をし、当該行為の効力が争われる事態を防止するためとされている。
 - しかし、義務として強制的に確認しなければならないことか。仮に必要だとしても、システム上のポップアップとチェックボックス等で代替可能ではないか。

 **公証人による面前確認に代わる本人確認の手段として、電子署名を認めるべきではないか。**